

平成23年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 240

政策体系	14	事業分類	ソフト事業	所管部局	福祉部 健康課
会計	一般会計	科目	3. 民生費 - 1. 社会福 - 4. 高齢者 現年		
事業名	心配ごと相談事業				
細事業名	心配ごと相談事業				
				評価表作成者	市民福祉部 社会福祉課 勝山 万里恵

1. 事業の概要

南丹市社会福祉協議会に委託し、福祉や介護、その他生活全般の相談について、専門の相談員による相談窓口を各支所ごとに毎週1回開設し、相談事業を開催。
 その他、弁護士による法律相談を各支所ごとに2ヶ月に1回（年6回）行う。

2. 事業の目的と必要性

① 施策で目指す目標との関連付け

市民の悩みごとや心配ごとの解消を図ることを目的とする。

② 事業を実施する必要性

本事業が効果的に推進されるよう、適切な方法により事業運営を行う必要がある。

3. 事業費の推移

	単位	平19決算	平20決算	平21決算	平22決算	平23予算	平24計画	平25計画
決算額または計画額	千円	1,424	1,420	1,312	1,407	1,335	1,320	1,320
うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等	千円	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳	使用料・手数料等	千円	0	0	0	0	0	0
	国・府支出金	千円	0	0	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	1,424	1,420	1,312	1,407	1,335	1,320
職員等の従事人員	人/年	—	0.10	0.05	0.03			
人件費	千円	—	789	384	253			
事業費総額	千円	—	2,209	1,696	1,660			

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。
 ※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

4. 主な事業費の内訳

心配ごと相談事業委託料 1,407,000円

5. 事業結果の概要

・心配ごと相談事業 48回開設
 来所実人数 34人
 相談延べ件数 38件
 ・弁護士による無料法律相談 23回開設
 相談件数 45件

6. 活動の詳細

広報		
年間開設スケジュールのお知らせチラシ（保存版）を作成し、全戸配布 社協広報誌による開設日時を広報		
相談業務		
相談員による心配ごと相談	各町ごとに月1回（火曜日）開催 13時～16時	開所日数 48日 来所実人員 34人 相談延べ件数 38件 相談員延べ人数 139人
弁護士による無料法律相談	各町ごとに年6回（心配ごと相談日に合わせる）	開設日数 23日 相談件数 45件

7. 所属長評価〔平成20年度から改善した点、今後の展開など〕

市民の悩みごとや心配ごとの解消を図るため必要な事業であるが、その運用等については委託先である南丹市社会福祉協議会と調整していく必要がある。今後、相談ニーズを踏まえた体制のあり方を検討しながら事業を実施する。

【参考】過年度の評価

■平成22年度の所属長評価

相談者がいつでも相談でき、又相談しやすい環境づくりについて、委託先である南丹市社会福祉協議会と議論した。
市民の悩みごとや心配ごとの解消を図るため必要な事業である。
今後、相談ニーズを踏まえた体制のあり方を検討しながら事業を実施する。

■平成21年度の所属長評価

- ①有効性・効率性を向上させるため、担当職員と議論を重ねた点
相談者がいつでも相談でき、又相談しやすい環境づくりについて、委託先である南丹市社会福祉協議会と議論した。
- ②当該事業のアピール事項
旧町ごとに月1回の相談の開催。月1回の弁護士による無料法律相談の開催。
- ③反省点、今後の展開・方向性等
相談体制の充実を図りながら事業を実施する。